

返戻金制度

返戻金制度 被紹介者が入社後、当人の事由により退職するに至った場合、下記のとおり 手数料及び消 費税相当額を返還することとする。但し、被紹介者に対する処遇及び労働条件等が、採用決 定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職は、この限りではない。

- (1) 入社後 1 か月未満の場合 100%
- (2) 入社後 1 か月以上 3 か月未満の場合 80%
- (3) 入社後 3 か月以上 6 か月未満の場合 50%

※原則上記のとおりとなりますが、個々の取引において求人者と交渉の上、返戻 金を個別 に設定する場合があります。

許可番号	11-ユ-301068
事業所の名称及び所在地	株式会社インターサービス 加須営業所 埼玉県加須市北小浜字深沼 1032-13 2 階